

公共調達監視委員会活動状況報告書

(部局名) 鳥取労働局

- 1 開催日 平成26年3月10日(月)
- 2 委員の氏名及び役職等
- | | | |
|-----|-------|-----------|
| 委員長 | 湯口 一文 | 税理士 |
| 委員 | 駒井 重忠 | 弁護士 |
| 委員 | 瀬古 智昭 | 公認会計士・弁護士 |
- 3 審査対象期間 平成25年7月1日 ~ 平成26年2月28日契約締結分

4 審査契約件数

(1) 公共工事

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	1 件
・審議件数	1 件
うち、低入札価格調査の対象となったもの	0 件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件

(2) 物品・役務等

① 競争入札によるもの

・審査対象件数	2 件
・審議件数	2 件
うち、契約金額が500万円以上の案件	0 件
うち、参加者が一者しかいないもの	0 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0 件

② 随意契約によるもの

・審査対象件数	0 件
・審議件数	0 件
うち、直近の随意契約見直し計画で一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないもの	0 件
うち、新規案件で競争性のない随意契約で調達しているもの	0 件
うち、企画競争又は公募をしたが、参加者(応募者)が一者しかいないもの	0 件
うち、委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるもの	0 件

5 審査案件の抽出方法

審査対象期間に調達した案件全てを審議対象とした。
 なお、上記4の(1)①については、予定価格が250万円を超えない案件ではあるが、一般競争入札案件でもあり、審議対象とした。

6 審査結果

不適切等と判断した件数 0 件

結果内容及び措置状況(具体的な内容を記載するとともに、審査を行った際の書類も併せて提出すること。)

所見なし

【本件に係る照会先】
 鳥取労働局総務部総務課
 課長補佐 福田 豊
 TEL 0857-29-1700

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間 平成25年7月1日 ～ 平成26年2月28日 契約締結分			部局名		鳥取労働局				
番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会 審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会 審議結果状況（所見）
1	米子公共職業安定所空調機移設・新設工事	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 佐々木 俊哉 鳥取市富安2-89-9	平成26年2月17日	株式会社三伸総合設備 米子市目久美町70番地6	一般競争入札	2,488,500	1,879,500	75.5		審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（公共工事）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成25年7月1日 ～ 平成26年2月28日 契約締結分

部局名 鳥取労働局

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
	該当案件なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行するとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかないものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕		審査対象期間	平成25年7月1日 ~ 平成26年2月28日 契約締結分			部局名		鳥取労働局			
番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別（総合評価の実施）	予定価格（円）	契約金額（円）	落札率（%）	備考	公共調達審査会審議結果状況（所見）	公共調達監視委員会審議結果状況（所見）
1	受給資格者のしおり他雇用保険関係印刷物の作成	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 佐々木 俊哉 鳥取市富安2-89-9	平成25年8月1日	有限会社蛍光社 鳥取市青葉町2丁目212	一般競争入札	2,102,404	1,599,471	76.1		審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)
2	倉吉労働基準監督署・倉吉公共職業安定所電話交換機設備等購入及び設置	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 佐々木 俊哉 鳥取市富安2-89-10	平成26年2月12日	日海通信工業株式会社 広島市西区観音本町二丁目7番5	一般競争入札	3,601,626	1,239,000	34.4		審議済 (所見なし)	審議済 (所見なし)

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいなかったものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達監視委員会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔随意契約によるもの〕

審査対象期間 平成25年7月1日 ~ 平成26年2月28日 契約締結分

部局名 鳥取労働局

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)	公共調達監視委員会審議結果状況(所見)
	該当案件なし											

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいなかったものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

平成25年度 第2回鳥取労働局公共調達監視委員会議事概要

開催日時 平成26年3月5日（水）

開催場所 鳥取労働局小会議室

出席者 別添名簿

1 鳥取労働局公共調達審査会審議結果報告（同審査会委員長報告）

審査会委員長が以下のとおり報告を行った。

「平成25年7月1日から平成26年2月28日までに契約締結した2件の案件と、予定価格が250万円未満の工事で、本来であれば審査対象外となるものではあるが、一般競争入札での調達でもあり審議の対象とした1件の案件を加えて、合計3件の案件について審議を行った。その結果、全案件について「所見なし」であった。」

審議対象案件

公共工事（一般競争入札）	1件
公共工事（随意契約）	0件
物品・役務等（一般競争入札）	2件
物品・役務等（随意契約）	0件

2 審議対象案件の抽出について

審議対象案件の抽出方法について抽出委員と協議した結果を、事務局が以下のとおり報告を行った。

「対象期間に契約した全ての案件（審査会審議案件）を審査対象として抽出した。」

3 審議

(1) 整理番号第1号【米子公共職業安定所空調機移設・新設工事】

- ・入札への参加は1社のみか。

→西部地区で参加資格のある会社に入札参加について呼びかけを行ったが、年度末で忙しいとの理由で辞退する会社が多く、結果1社のみとなった。

(2) 整理番号第2号【受給資格者のしおり他雇用保険関係印刷物の作成】

- ・落札した会社の入札額が、他の3社に比べ大幅に低い理由は。

→ここ近年、落札した会社と契約しているが、同会社においては、前回データをベースにして入札額を算定しているものと思われるため、このような結果となったもの。

(3) 整理番号第3号【倉吉労働基準監督署・倉吉公共職業安定所

電話交換機設備等購入及び設置】

- ・落札率が非常に低い理由は。

→現在、電話機の保守契約を結んでいる2社とリース契約を結んでいる1社より参考見積りを取り、平均値+値引率(10%)で予定価格を決定したが、その内、比較的高い金額を見積った2社が入札に参加しなかったため、低金額を見積った企業と日頃より低金額を提供するとされる会社の応札となり、この様な結果になったもの。

4 審議結果

各案件について、「所見なし」とする。